

# こども誰でも 通園制度

## こども誰でも通園制度とは？

全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルにかかわらず形での支援を強化するため創設された新たな通園制度です。

### 対象者

- ・ 保育所等に通っていない  
0歳6ヶ月～満3歳未満が対象

### 利用方法

- ・ 月10時間の枠内で  
時間単位で柔軟に利用可能

## こども誰でも通園制度を利用すると……

### こどもにとって

- ・ **家庭とは異なる経験**や、地域に初めて出て行って**家族以外の人と関わる機会**が得られます。
- ・ こどもに対する関わりや遊びなどについて専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、**ものや人への興味や関心が広がり、成長していく**ことが期待できます。
- ・ **年齢の近いこどもとの関わり**により、社会情緒的な発達を支えるなど**成長発達に資する豊かな経験**をもたらします。

### 保護者にとって

- ・ **地域の様々な社会的資源（子育て支援等）につながる契機**となり、これにより様々な情報や人のつながりが広がり、**保護者が子育てにおいてこうした社会的資源を活用しやすくなります**。
- ・ 専門的な知識や技術を持つ人と関わることにより、ほっとできたり、**孤立感、不安感等の解消**につながったりするとともに、月に一定時間でも、こどもと離れ時間を過ごすことで、**育児に関する負担感の軽減**につながります。

### 一時預かりとの違い

一時預かり事業が、「保護者の立場からの必要性」に対応するものであるのに対して、こども誰でも通園制度は、保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいただけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが主な目的です。

## 利用の方法について



利用認定申請フォーム



前橋市ホームページ

### 1. 利用認定申請

- ・利用に当たっては、自治体の利用認定が必要です。認定には下記要件を満たしていることが条件です。
  - (1) 保護者のいずれかが前橋市内に住所を有していること。
  - (2) 申請することもが、保育所等に通っていない生後6か月から満3歳未満の子どもであること。  
(※保育所等は、認可保育所・認定こども園・幼稚園・企業主導型保育施設のことを言います。)
- ・上記コードから利用認定申請を行います。  
原則、各月1日付での利用認定となります。認定希望月の前月10日が申請の締め切りです。

### 2. マイページの情報登録

- ・審査の結果、利用認定となると、認定希望月の前月25日前後に「子ども誰でも通園制度総合支援システム」から、アカウント発行メールが送信されますので、案内に従いマイページへログインします。
- ・マイページから、より詳細な子どもの情報を入力します（アレルギー、発達状況など）。

### 3. 面談・利用予約申請

- ・マイページ内の「施設をさがす」から利用したい施設を検索し、面談予約を行います。  
子どもの発達やアレルギー情報などを把握し、安全な支援を行うために事前面談を行います。
- ・面談実施後、利用したい施設のページから利用を希望する日時を選択します。
- ・予約が確定すると、システムから予約確定メールが通知されます。

#### ▼利用可能時間の注意点▼

利用予約の申請を行った時点で利用可能枠の消費が確定されます。

予約していた時間よりも短い利用であった場合、利用料金は実際の利用時間に基づいて計算されますが、利用可能枠は予約時間に基づいて消費されます。

(例) 3時間の予約をしていたが2時間の利用だった場合。

▶利用可能枠は3時間消費、利用料金は2時間分

### 4. 利用・利用料金の支払い

- ・生活保護世帯、市区町村民税所得割額が77,101円未満の世帯の方は、利用料金が軽減となる場合があります。負担軽減の適用には、保護者ご自身による申請が必要です。
- ・利用施設が指示する持ち物等を用意し、施設を利用します。利用に当たってのルールや持ち物、利用料金等は施設によって異なりますので、面談時に確認してください。
- ・施設利用後は、施設に利用料金を支払います。支払い方法等は利用施設に応じてください。
- ・利用のキャンセルや、利用時間の変更がある場合には、必ず事前に利用施設に連絡してください。  
利用者都合による当日のキャンセルは、利用可能枠が消費されますのでご注意ください。